

愛媛県福祉サービス第三者評価機関公開情報

愛媛県 認証番号		認証有効期間（令和4年10月10日～令和7年10月9日）		
		4保第797号	初回認証年月日	平成19年10月10日
全国 認証番号		認証有効期間（令和7年4月1日～令和10年3月31日）		
		第2410-016-04号	初回認証年月日	平成24年10月24日
他県 認証番号				
			初回認証年月日	
評価機関名		社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会		
代表者名		会長 本田 元広		
評価 担当 部署	部署名	総務企画部 法人振興課		
	責任者	役職名	課長	氏名 八木 俊幸
	所在地	松山市持田町三丁目8-15		
	電話・FAX	TEL 089-921-8566 FAX 089-993-7738		
	HP	https://www.ehime-shakyo.or.jp/		
	E-mail	shinko@ehime-shakyo.or.jp		
評価対象分野 (施設)		県策定評価基準	使用 状況	評価対象施設等
		保育所版	○	保育所
		児童館版	○	児童館
		認定こども園版	○	幼保連携型認定こども園 認定こども園（幼保連携型以外）
		児童養護施設版	○	児童養護施設
		母子生活支援施設版	○	母子生活支援施設
		乳児院版	○	乳児院
		児童自立支援施設版	○	児童自立支援施設
		児童心理治療施設版	○	児童心理治療施設
		障がい者・児福祉サ ービス版	○	居宅介護 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 共同生活援助 障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動 事業） 多機能型 児童発達支援センター 障害児多機能型 障害児入所施設（福祉型） 障害児入所施設（医療型）
		救護施設版	○	救護施設 授産施設

	高齢者福祉サービス版	○	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 有料老人ホーム
	老人保健施設版	○	老人保健施設
	ファミリーホーム版	○	ファミリーホーム
	自立援助ホーム版	○	自立援助ホーム
	放課後児童クラブ版	○	放課後児童クラブ
評価調査者 計５２名	研修修了者 番号	所属評価調査者の資格・経歴等	
	愛福評07008	資格 社会福祉士／保育士／介護福祉士／介護支援専門員 特別養護老人ホーム（５年）、県社会福祉協議会（２６年）、県社会福祉協議会職員	
	愛福評08001 全国Ｈ20-33	資格 看護師／学識経験／組織運営管理 市社会福祉協議会等の看護師、大学付属高等看護学校・福祉系専門学校・福祉系大学講師等（４２年）を歴任、大学教授	
	愛福評08003	資格 介護福祉士／介護支援専門員／社会福祉主事 特別養護老人ホーム（２７年）、特別養護老人ホーム主任介護職、部長職等を歴任、高齢者福祉施設長	
	愛福評08005	資格 保育士／組織運営管理 法人立保育園（１４年）、公立保育園（２３年）、主任保育士等（３０年）を歴任、市立保育園長	
	愛福評08006	資格 保育士／幼稚園教諭／組織運営管理 法人立保育園、公立保育園、主任保育士等（３２年）を歴任、市立保育園長	
	愛福評09002	資格 心理療法士／相談支援専門員／高等学校教諭／組織運営管理 教職員（１０年）、医療法人立病院心理職（３年）、精神障害者社会復帰施設（９年）、障害者施設管理者（８年）等、市教育委員会スクールソーシャルワーカー、大学非常勤講師等を歴任、社団法人代表理事	
	愛福評09003	資格 社会福祉士／介護福祉士／組織運営管理 障害者支援施設（３２年）、主任指導員、副施設長等を歴任、障害者支援施設長	
	愛福評09005	資格 保育士／組織運営管理 法人立保育園（６年）、公立保育園（２３年）、主任保育士（１７年）等を歴任、市立保育園長	
	愛福評10002	資格 社会福祉士／介護支援専門員／組織運営管理 特別養護老人ホーム、財団法人立病院等（６年）、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等（３０年）、特別養護老人ホーム事務長等を歴任	
	愛福評10004	資格 社会福祉士／介護福祉士／介護支援専門員 特別養護老人ホーム（２３年）、特別養護老人ホーム主任生活相談員、部長職等を歴任	
	愛福評11004	資格 保育士／組織運営管理 法人立乳児保育園、主任保育士等（３５年）を歴任、法人立保育園長	
	愛福評12024	資格 社会福祉士／介護支援専門員／組織運営管理 障害者支援施設（３３年）、主任生活支援員、副施設長等を歴任、障害者支援施設長	

愛福評12025	資格 介護福祉士／社会福祉主事 老人保健施設（４年）、訪問介護事業所等（６年）、県社会福祉協議会介護実技普及指導員等を歴任、大学非常勤講師
愛福評13006	資格 社会福祉士／介護支援専門員／組織運営管理 特別養護老人ホーム（２３年）、生活相談員、副施設長等を歴任、高齢者福祉施設長
愛福評13009	資格 社会福祉士 県社会福祉協議会（２９年）、保育所・児童養護施設・高齢者施設職員等のサービス向上研修会の企画運営を担当、県社会福祉協議会職員
愛福評14007	資格 作業療法士／介護支援専門員／主任介護支援専門員／組織運営管理 医療法人立病院、特別養護老人ホーム等（３０年）、介護・リハビリテーション事業株式会社代表取締役
愛福評15004	資格 中学校教諭／高等学校教諭／組織運営管理 障害者支援施設（２６年）、主任生活支援員、課長職等を歴任、大学非常勤講師、障害者支援事業所長
愛福評16007	資格 社会福祉主事 県社会福祉協議会（２５年）、高齢者施設職員等のサービス向上研修会の企画運営、地域生活定着支援センター事業等を担当、県社会福祉協議会職員
愛福評17002 全国S18135	資格 社会福祉士／精神保健福祉士／介護支援専門員 医療法人立病院（７年）、居宅介護支援事業所（５年）、県社会福祉協議会職員
愛福評17003	資格 組織運営管理 特別養護老人ホーム（２年）、障害者支援施設（１６年）、障害者支援施設長
愛福評18005	資格 社会福祉士／介護福祉士／介護支援専門員／社会保険労務士／組織運営管理 医療法人・社会福祉法人等職員（８年）、社会保険労務士法人会社代表
愛福評18006	資格 保育士／組織運営管理 公立保育園（４５年）、主任保育士、保育園長等（１４年）を歴任、医師会立保育園長
愛福評19001	資格 幼稚園教諭／保育士 私立幼稚園（１６年）、公立保育園（１７年）、主任保育士等（２５年）を歴任
愛福評19002	資格 理学療法士／介護支援専門員 医療法人立病院（３年）、老人保健施設職員（２６年）、県社会福祉協議会介護実技普及指導員等を歴任、特別養護老人ホーム施設長
愛福評19003	資格 介護福祉士／社会福祉主事 税理士事務所（１２年）、社会福祉法人等職員（１１年）、社会福祉法人監査部門長
愛福評19004	資格 社会福祉士 県社会福祉協議会（２９年）、保育所・児童養護施設・高齢者施設職員等のサービス向上研修会の企画運営、地域生活定着支援センター事業等を担当、県社会福祉協議会職員
愛福評19005	資格 社会福祉士 県社会福祉協議会（１３年）、高齢者施設職員等のサービス向上研修会の企画運営、地域生活定着支援センター事業等を担当、県社会福祉協議会職員

愛福評20002	資格 社会福祉士／介護福祉士／健康運動指導士 等 高齢者福祉施設・障害者支援施設 等（１４年）、特別養護老人ホーム施設長
愛福評20003	資格 保育士／介護福祉士 障害者支援施設 等（２４年）、障がい者支援施設園長
愛福評20005	資格 介護福祉士／介護支援専門員 短期大学・大学（１１年）、大学講師
愛福評20006	資格 組織運営管理 管工事関係 理事 等（２３年）、一般社団法人代表理事（ファミリーホーム経営）
愛福評21006	資格 社会福祉主事 県社会福祉協議会（２９年）、保育所・児童養護施設・高齢者施設職員等のサービス向上研修会の企画運営、地域生活定着支援センター事業等を担当、県社会福祉協議会職員
愛福評21008	資格 保育士／幼稚園教諭 保育園・幼稚園勤務（２３年）、主任保育士（４年）
愛福評21009	資格 看護師 病院勤務等（３２年）
愛福評21010	資格 看護師／主任介護支援専門員 病院勤務等 １６年 介護保険サービス事業所経営（２０年）
全国 SK2021245	資格 社会福祉士／保育士／幼稚園教諭／組織運営管理 児童養護施設（３５年）、主任児童指導員、被虐待児個別対応職員、基幹的職員等を歴任、児童養護施設副施設長
全国 SK2021246	資格 社会福祉士／精神保健福祉士 児童養護施設（２３年）、基幹的職員等を歴任
愛福評11006 全国 SK2021247	資格 社会福祉士／組織運営管理 県社会福祉協議会（３９年）、保育所・児童養護施設・高齢者施設職員等のサービス向上研修会の企画運営を担当、県社会福祉協議会職員
全国 S2021091	資格 社会福祉士／精神保健福祉士 県社会福祉協議会（２５年）、保育所・児童養護施設・高齢者施設職員等のサービス向上研修会の企画運営を担当、県社会福祉協議会職員
全国 S2021092	資格 社会福祉士 県社会福祉協議会（２２年）、保育所・児童養護施設・高齢者施設職員等のサービス向上研修会の企画運営を担当、県社会福祉協議会職員
全国 S2021093	資格 社会福祉士 県社会福祉協議会（１９年）、保育所・児童養護施設・高齢者施設職員等のサービス向上研修会の企画運営、地域生活定着支援センター事業等を担当、県社会福祉協議会職員
全国 S2021095	資格 社会福祉士 県社会福祉協議会（８年）、保育所・児童養護施設・高齢者施設職員等のサービス向上研修会の企画運営を担当、県社会福祉協議会職員
全国 S2021096	資格 保育士 県社会福祉協議会（１０年）、保育所・児童養護施設・高齢者施設職員等のサービス向上研修会の企画運営を担当、県社会福祉協議会職員

	愛福評22006 全国 S2021094	資格 社会福祉士 県社会福祉協議会（１１年）、保育所・児童養護施設・高齢者施設職員等のサービス向上研修会の企画運営を担当、県社会福祉協議会職員
	愛福評22007	資格 社会福祉士 病院勤務等（１０年） 県社会福祉協議会（３年）、県社会福祉協議会職員
	愛福評22108	資格 保育士／幼稚園教諭 保育園勤務 等（１８年）、主任保育士（５年）
	愛福評22109 全国 S2021090	資格 社会福祉士／組織運営管理 児童相談所等（１９年）、児童福祉司、知的障害者福祉司、児童支援専門員、児童相談所所長等を歴任
	愛福評22110	資格 保育士／幼稚園教諭２級 保育園勤務、保育園長（１９年）、保育園長
	愛福評23002	資格 介護福祉士 障害者支援施設（２３年）、障がい者支援施設主任指導員
	愛福評23003	資格 社会福祉主事／組織運営管理 障害者支援施設（３３年）、障がい者支援施設 施設長
	愛福評23004	資格 保育士／幼稚園教諭２種 保育園勤務（１２年）、保育園副主任
第三者評価の手法		別紙 手法に関する規程・標準的な評価の流れ
料金	300,000 円（税込）	・ 訪問調査時に実習調査者１名の受入れ及び事前提出資料３部作成の場合は１割引。 ・ 上記を満たし、１法人が単年度に３施設以上実施する場合は２割引。 ・ 利用者調査はオプションによる（１件 200 円）。
評価に関する 異議・苦情 申立窓口	責任者職・氏名	事務局長 芝 博史
	窓口担当者職氏名	法人振興課主任 宮崎 慎也 法人振興課長 八木 俊幸
	電話・FAX	TEL 089-921-8566 FAX 089-993-7738
	E-mail	shinko@ehime-shakyo.or.jp
	受付日及び時間	月～金：10時～17時（年末年始、祝日除く）
評価調査者の 研修計画	現任調査者継続研修、評価調査者連絡会	
評価結果の 公表方法	愛媛県HP、WAMNET（ワムネット）、県社協HP	
第三者評価以外の 主な業務内容	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会は、昭和26年7月の設立以来、県内の社会福祉協議会等の関係機関・団体と連携をとりながら、社会福祉にかかわる様々な課題の解決や福祉サービスの向上などを目的とした広報・啓発、調査研究、講座・研修、ボランティア・市民活動の推進、権利擁護、福祉人材の確保など、幅広い活動を行っている県域の団体で、以下に挙げる主な事業等の運営を行っています。 ・ ボランティア・NPOに代表される市民活動への支援と協働、福祉教育の推進、各種助成事業の周知と活用促進 ・ 低所得世帯等に対する生活福祉資金等の貸付と償還業務等の実施 ・ 福祉・介護人材確保にかかる職業紹介、介護支援専門員等の社会福祉事業従事者養成や資格取得にかかる研修及び県民各層を対象とした研修・講座等の実施 ・ 良質な福祉サービス提供に向けた苦情解決事業、地域密着型サービス外部評価事業の実施 ・ 県内福祉団体（８種別協議会）の受託事務の実施	

第三者評価の実績	本会では、令和7年3月末時点で計268施設（複数回受審施設を含む）の評価実績があります。主な内訳としては、保育施設（86）、高齢者福祉施設（97：併設型事業所（訪問・通所介護）を含む）、障がい者・児施設（39）、救護施設（10）、児童養護施設（35）・その他社会的養護関係施設（10）です。
事業実施にかかる規程等	運営規程、実施要領、倫理規程及び守秘義務に関する規程、苦情解決に関する規程、第三者評価委員会設置規程、評価の手法に関する規程等
評価機関自己PR欄	本会では、県域における地域福祉推進を目指す事業活動の一環として、福祉サービス第三者評価事業を実施し、県民の福祉サービス利用環境の整備に取り組んでいます。 本事業については、福祉サービス事業者が提供する福祉サービスの質の向上を図り、福祉サービス利用者の適切な事業者選択に資するためのサービス情報を提供することを目的として、第三者の立場による専門的かつ客観的視点での公平・中立な調査・評価を行います。 本会における評価活動の特徴は、福祉サービス事業者との共同作業を基本とし、監査的ではなく、事業者の運営やサービスの実施にかかる質的な取組み状況について、対話を重視した双方向的な調査・評価を行うものです。事業者にとっての伴走者として、事業所の積極的な努力・創意工夫等の姿勢や取組みを前向きに評価し、事業者の福祉サービスの質向上に向けた後押しやエンパワメントにつながる効果的かつ適正な評価活動を実施します。

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
福祉サービス第三者評価事業 評価の手法に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、愛媛県福祉サービス第三者評価業務実施要領（以下「県要領」という。）に基づき実施する福祉サービス第三者評価（以下「評価」という。）について、評価の手法を定めることにより、評価業務の適切な執行を確保することを目的とする。

(評価の申込み)

第2条 県社協は、評価を受けようとする事業者から、受審申込書（様式第1号）により評価の申込みを受付ける。

(契約)

第3条 県社協は、事業者の申込みに応じるときは、当該事業者と受審契約書（様式第2号）により評価に関する契約を締結する。

2 県社協は、契約に当たり、事業者に事業の趣旨、評価内容、評価の手法、評価機関に所属する評価調査者（以下「評価調査者」という。）等の重要事項を事前に説明しなければならない。

(評価基準)

第4条 評価は、県要領第2条に定める評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき行う。

2 県要領第2条ただし書きにより、あらかじめ県に提出した設定項目がある場合には、事業者との協議により、これを前項に加えたものを評価基準とする。

(評価調査者)

第5条 県社協及び評価調査者は、評価の実施に当たって、サービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）の意思に十分配慮し、評価機関の倫理規程に則った評価を行うものとする。

2 評価は、2人以上（組織運営管理分野の担当者及び福祉サービス分野の担当者をそれぞれ1人以上含む。）の評価調査者が一貫して行うものとする。

3 県社協は、事業者に、担当する評価調査者の氏名及び主な経歴を伝えるものとする。ただし、やむを得ない事情により評価調査者を確定できないときは、契約後すみやかにこれを確定し通知するものとする。

(事前説明)

第6条 県社協は、あらかじめ事業者を訪問し、評価の趣旨説明、職員及び必要に応じて利用者等への周知方法、評価の具体的方法並びに評価項目等について、事業者等に事前説明を行うものとする。

2 前項の事前説明の時期、説明内容及び周知方法の詳細等については、事業者との協議による。

(評価の手法)

第7条 評価の手法については、書面調査及び訪問調査を必須とし、他に事業者との協議により利用者調査を行うものとする。

(1) 書面調査

書面調査は、評価基準に基づいて行う事業者の自己評価の結果及び当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類等に基づいて行う。

(2) 訪問調査

訪問調査は、書面調査及び次号に規定する利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準に沿って、組織運営やサービスの実施状況を把握・検証する方法により行う。

(3) 利用者調査

利用者調査(任意)は、事業者との協議により、アンケート又は聴き取り調査等の方法により行う。なお、対象者の抽出方法、利用者からのヒアリングの実施手順及び利用者調査の結果のとりまとめ方法等については事業者と協議のうえ実施する。

(評価結果の決定)

第8条 評価結果の決定は、評価の公正・中立性を確保する観点から、調査に当たった2人以上の評価調査者を含む3人以上の評価調査者の合議により行う。ただし、愛媛県福祉サービス第三者評価機関認証要領第2条第3号に該当する場合には、評価委員会の承認を得るものとする。

2 評価委員会の組織、運営については、別に定める。

(評価結果の報告)

第9条 県社協は、本規程に定める方法に従って評価を実施し、評価結果について報告書を作成し、事業者に対し提示するとともに、その内容について説明するものとする。

2 前項の事業者への説明の手順及び詳細については、事業者との協議によるものとする。

(評価結果の公表及び同意)

第10条 県社協が行う評価結果の公表は、愛媛県福祉サービス第三者評価結果公表要領に定める公表事項（以下「公表事項」という。）の内容を満たすものとし、これに事業者との協議により、独自の評価結果等を加えることとする。

2 県社協は、前項の評価結果の公表について、評価結果の公表に関する同意書により事業者の同意を得るものとし、同意が得られなかった場合は、公表しないものとする。

3 県社協が行う評価結果の公表は、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステム「ワムネット」（以下「ワムネット」という。）を利用するほか、事業者との協議により、その他の方法により公表することとする。

4 県社協が行う評価結果の公表期間は、評価結果を事業者が受理した日の翌年度から3年間とする。

(県への報告)

第11条 県社協は、取りまとめた評価結果を事業者に報告した日から起算して30日以内に、公表事項に事業者の同意書を添付して、県に報告するものとする。

2 県社協は、前条の評価結果の提示に当たり、事業者から第三者評価結果に対する事業者のコメント（以下「コメント」という。）を提出することができることを説明し、この提出があった場合には、併せてこれを添付して報告する。

3 県社協は、第1項の報告後、事業者からの前項のコメントの追加提出があった場合は、速やかに県に報告する。

4 県社協は、第2項及び第3項のコメントの提出があった場合には、事業者に、改善状況を確認できる資料の提出を求め、この提出がない場合又は改善が確認されない場合に

は評価機関としての意見を付して、県に報告するものとする。

（評価調査者の責務）

第12条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、必ず当評価機関に所属する評価調査者であることを証する身分証明書を携帯し、事業者及び利用者等に対する調査等を行う場合は、これを提示し、身分を明らかにした上で実施するものとする。

（評価調査者の禁止行為）

第13条 評価調査者は、調査の実施に当たって、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- （1）事業者から評価料金とは別の金品を受け取ること
- （2）事業者及び利用者等の人権を侵害すること
- （3）法令に違反すること
- （4）事業者又は利用者等に対する宗教活動、政治活動、その他迷惑行為
- （5）事業者又は利用者等に対する営利を目的とした活動、営業行為
- （6）その他社会通念上不正な行為

（その他）

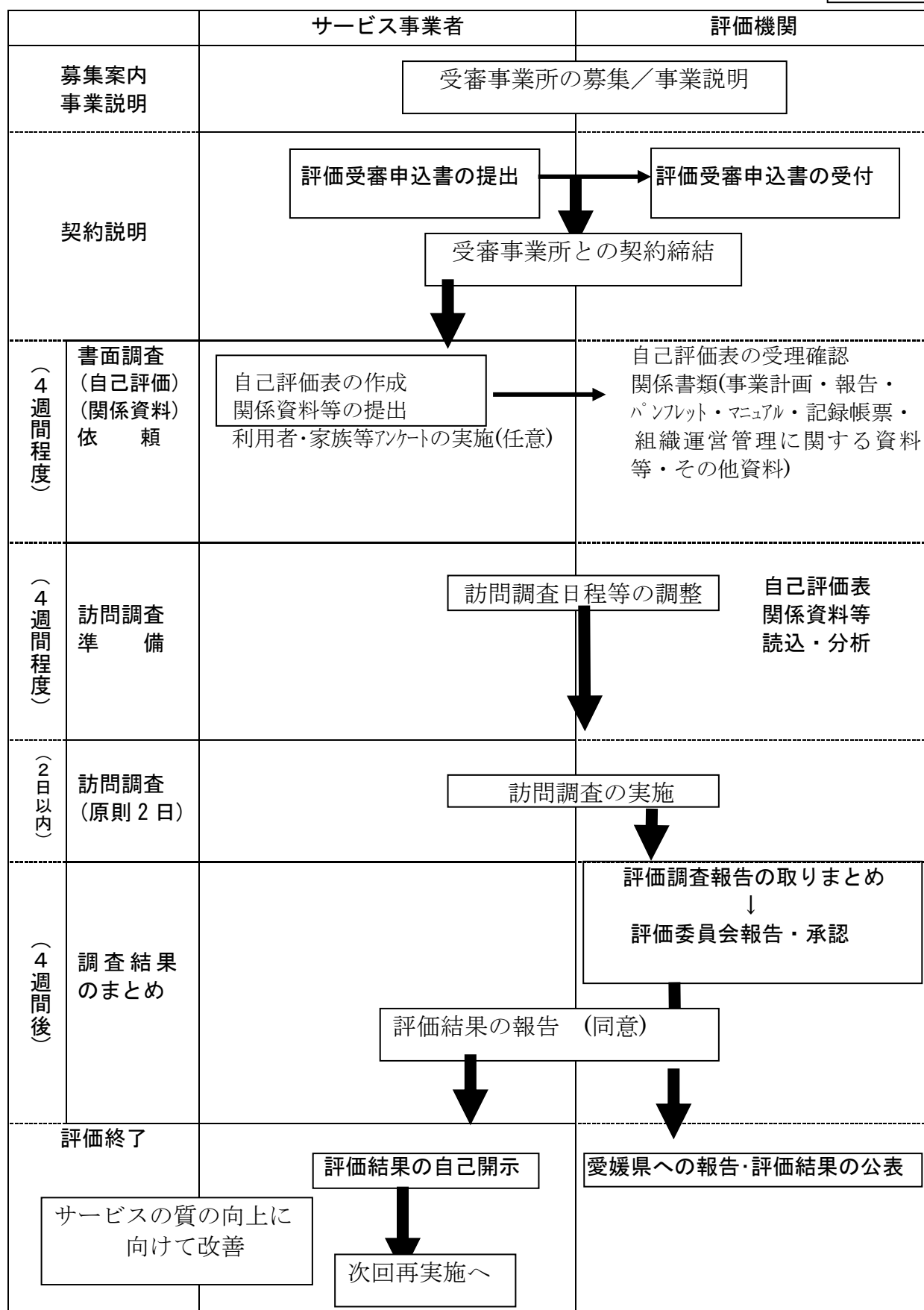
第14条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

《福祉サービス第三者評価の流れ》

別紙 2



※実施期間の表示は目安です。